

## 平成 24 年度第 1 回富良野市中小企業振興促進審議会議事録

日 時) 平成 24 年 11 月 15 日 (木) 午後 3 時 30 分～午後 5 時 00 分

場 所) 富良野市役所第三会議室

出席委員) 佐々木 淳、平沢幸雄、市村英規、杉谷久己、館和男、奈良定雄、  
三上那男、長屋義文、高崎節子

事務局) 山内室長、川上課長、本田係長、松野主査

### 1. 開会 (川上課長)

- ・ 本日は審議委員 10 人中 9 人が出席をいただきました。富良野市中小企業振興条例施行規則第 16 条の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告します。
- ・ 審議委員を新たに委嘱したことに伴い、副市長より辞令交付を行います。

### 2. 辞令交付

### 3. 市長挨拶 (代理：石井副市長)

- ・ 現在市長が公務により上京中のため代理。お忙しい中、出席に対し感謝。
- ・ 農業情勢平成 21 年度以降よくなかったが、今年は作柄もよく期待できる。ただ、気温が高かったため、ビートの糖度がのっていないという課題もある。
- ・ 金融円滑化法が今年度末で失効。補助制度、融資制度について、どのような制度とすればより効果的になるのか、ご意見賜りたい。

### 4. 会長挨拶

- ・ 明日、スキー場の安全祈願祭が開催。スキー場の一日でも早いオープン、シーズン通して事故のないことを祈念する。
- ・ 金融協会福田様が転任の後、三上様が着任された。ご意見賜りたい。
- ・ 補助制度が平成 24 年度から見直し実施されている。検証も必要。融資制度の見直しなども課題がある。精力的な審議を。

### 5. 報告事項

#### (1) 富良野市中小企業振興条例について

事務局本田より報告、質疑応答なし

#### (2) 富良野市の融資制度について

事務局松野より報告、質疑応答以下のとおり。

(杉谷委員)

- ・ 商工業パワーアップ資金のみ強化するのか？

(事務局)

- ・ 各金融機関の融資担当者からも意見をいただき、検討した。中小企業振興の補助事業でも新規創業者への支援を打ち出しており、市として政策的に誘導したい面をパワーアップ融資へ反映させている。(手段として)保証料補給を行う案としたのは、融資の多くが保証協会の保証をつけることが多いことから、パワーアップ資金にも保証料補給が必要ではないかと考えた。

(奈良委員)

- ・ 商店街の後継者不足は深刻。今年、就職応援フェアを実施しているが、商店後継者をこのような面談会でマッチングさせる取組も今後必要では？市の補助金や融資は、後継者の確保へ対応しているのか？

(事務局)

- ・ 居抜きで商店等を引き継いでもらえることが理想。新規出店家賃補助では、賃貸関係が発生する場合は、補助の対象としている(注～同補助では、2親等以内の親族からの賃貸は対象外)。新築改修費の補助については、市内の登録業者へ税抜100万円以上の改修工事を発注したものを対象とする。

(市村委員)

- ・ 新規創業者を特に優遇しているようにお見受けするが、既存の事業者も融資を受けるのが新規以上に厳しい審査をされる状況もある。新規創業者向けの融資制度を確保することは必要だが、利子補給率などは既存と新規で差をつけるべきではない。

(事務局)

- ・ 案では、中小企業振興資金は既存業者も利用できる汎用性の高いものにし、保証協会保証も「必要により～」にしてみた。このほか、中小企業振興資金の融資限度額については、見直しも検討している。
- ・ パワーアップ融資は、市の政策に合致したものを特に応援するもので、新規創業、団体、中心市街地に対するもの。

(佐々木会長)

- ・ 融資限度額については、拡大する方向か？

(事務局)

- ・ 拡大含めて検討している。

(平沢委員)

- ・ 市の案を追認するだけの審議機関ではないので、意見は自由に出した方がいいのでは。

(三上委員)

- ・ 中小企業振興資金は、これまで必ず保証協会の保証付きとしていたので、間口が広がったと理解。融資相談額がすべて保証協会の保証を付けられない場合、ローパー融資で対応することもあるので、保証が「必要により」になったことは、よ

り使いやすくなったと評価したい。

- ・ 保証料、利子の補給は、事業者として有利に使えるよい制度。補給額が青天井であればいいのは確かだが、市の財政を考えると、限度額を設けることについても理解する。
- ・ 運転資金、設備資金の別があるのは使いづらい。事業資金一本でいいのでは。
- ・ また、融資側としては、国、道、市の制度資金のうち、一番有利なものを選択する。市が、他の制度資金との住み分けを図るのは当然かと思う。
- ・ 商工業パワーアップ資金の対象者を単純化して赤字で記載しているが、わかりやすくしていい。

(平沢委員)

- ・ 保証が「必要により」という表現は、借入者からみると保証をつけなくても借入できるという期待を持ってしまう。保証を付ける・付けない線引きについての考え方はあるのか。

(事務局)

- ・ 「必要により」という表現は、道の融資制度でも使われており歩調を合わせた。保証協会を付ける・付けないの判断は融資機関の判断となる。

(杉谷委員)

- ・ 予算のパイがあるのであれば、既存と新規の条件を平等にして対応すべき。予算がないのであれば重点化するのもやむを得ない。

(三上委員)

- ・ 既存と新規について、補給の手厚さを分ける必要があるだろうか？新規が使える融資制度が「ある」ということが重要。
- ・ 中小企業振興資金の限度額を3,000万円まで拡大してはどうか？1,000万円だと、ちょっとした設備投資でも不足する。設備資金、運転資金の分けを無くすことについても賛成。その上で、(中小企業振興資金も)利子補給が1%になればよいが。
- ・ 融資限度額を3,000万円とした場合、15年の融資期間は必要。10年しかなければ、返済額が厳しくなるので、その返済に耐えられる先にしか融資できないことになる。

(事務局)

- ・ 融資制度は、市として、農業などの他産業の制度も参考にしながら全体バランスをみて設計するもの。
- ・ 農業分野でも、第三者継承のしくみが検討され、確立されつつある。商工業分野でも必要だろう。

(奈良委員)

- ・ 従業員など第三者へ継承するようとき、活用できる融資制度があれば。
- ・ 融資期間の設定については、毎月の返済を想定したとき、中小企業にとって関心

事。融資額が増加されても償還年数が短ければ現実的に借入れすることはできない。連帯保証をつけなければならないという制度が削除されたことは大きい。

(佐々木会長)

- ・ 今後の審議の進め方は？

(事務局)

- ・ 次回の審議会で諮問、次々回で答申が主な流れだが、審議会以外の意見交換の機会についても必要であれば、設けていく。

(平沢委員)

- ・ 昨年度の審議の中でも、そうした意見交換の機会をつくったので、今回も同様の対応をしてはどうか。

(事務局)

- ・ 意見交換の時期等、あらためて調整したい。

## 6. その他

(杉谷委員)

- ・ 公庫のマル経融資について利子補給を実施してほしい。上部団体（商工会連合会）からも各市町村へ要望するようはたらきかけがあった。平成 25 年度からは難しいかもしれないが、平成 26 年度、平成 27 年度からでも実施できるよう、検討していただけないだろうか？

(事務局)

- ・ 要望として承る。

## 7. 閉会